

支援金及び慰労金申請に関するQ & A

(令和2年7月22日版)

<共通>

1 申請書はどこにありますか。

- 県の障害福祉課のホームページにありますので、ダウンロードしてください。

2 申請受付期間はいつからですか。

- 宮城県国民健康保険団体連合会に障害福祉サービス費等を請求している施設・事業所（国保連に登録されている口座番号が債権譲渡されている場合は除く）は7月22日からです。国保連のインターネット申請を利用して申請してください。

なお、令和3年2月28日まで毎月受け付けますが、通常の請求時期と重ならないようにするため、受付期間は、毎月15日から月末までの間となります。

- 上記以外も7月22日からです。申請書等（紙媒体）及び電子データ（エクセル形式）の両方を県に郵送してください。

3 インターネット申請の操作方法が分かりません。教えてください。

- インターネット申請については、通常の請求と同じく障害者総合支援電子請求ヘルプデスクにお問い合わせください。

電話番号：0570-059-403

- なお、申請書等の記載方法が分からない場合は、県にお問い合わせください。

電話番号：022-211-2558

4 現時点では概算（見込み）しか分かりませんが、概算（見込み）で申請してよろしいでしょうか。

- 概算（見込み）で申請してください。なお、上限額が決まっている事業は上限額を超えないよう注意してください。

5 交付額の上限については、同一の施設・事業所で複数のサービスの指定を受けている場合、上限額は実施要綱別表の合計額となりますか。それともいずれか高い方の額となりますか。

- 複数サービスを実施している施設・事業所は、それぞれについて申請してください。それぞれ基準単価まで交付可能です。
- なお、多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いることになります。

6 いつ頃、支払われますか。

- 原則、概算払となります。
- 申請内容に修正等がない場合は、原則、受け付けた月の翌月末に国保連に登録している口座又は指定の口座に振り込まれます。
- 事業終了時に県に実績報告を行いますので、概算払の場合は、支出実績が補助金額に満たなかった場合、その残額を県に返還することになります。

<障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業>

1 事業の対象となる期間はいつからですか。

- 令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。

2 どのサービス（事業所・施設）が対象となりますか。

- 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業（多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く。）については、次のサービス（事業所・施設）が対象となります。

通所系サービス事業所	生活介護，療養介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型，就労定着支援，児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス
障害者支援施設等	障害者支援施設，共同生活援助，福祉型障害児入所施設，医療型障害児入所施設
短期入所サービス事業所	短期入所
訪問系サービス事業所	居宅介護，重度訪問介護，行動援護，同行援護，自立生活援助，保育所等訪問支援，居宅訪問型児童発達支援
相談支援事業所	計画相談支援，障害児相談支援，地域移行支援，地域定着支援

- サービスごとに基準単価が決まっていますので，要綱を確認してください。
- 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業（多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る。）については、次のサービス（事業所・施設）が対象となります。

障害者支援施設，障害児入所施設，共同生活援助事業所，短期入所事業所，宿泊型自立訓練事業所

3 慰労金は地域生活支援事業の事業者の一部も対象となるのですが，本事業は対象とならないのでしょうか。

- 慰労金における地域生活支援事業の対象事業所については，慰労金の支給事業のみ対象となります。

4 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業（多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く。）について、どのような費用が対象となりますか。かかり増し経費の判断はどうすればよろしいでしょうか。

- 国の実施要綱では具体例として次の費用が示されています。
 - ・衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用
 - ・外部専門家等による研修の実施に要する費用
 - ・タブレット等のICT機器の購入又はリース費用など
- かかり増しの判断は難しいので、新型コロナウイルス感染症への準備・対応を行うなど感染対策を行った上で安全に事業を実施するために必要な経費であれば対象として差し支えありません。
- ただし、領収書等の証拠書類がないものは対象となりません。

5 多機能型簡易居室の設置について、備えるべき設備等の要件（定員、空調設備、トイレなど）はありますか。

- 多機能型簡易居室とは、感染発生時の感染者の隔離や、衛生用品保管等に柔軟に使えるものとして、プレハブ等の簡易に設置できるものを想定しているため、それぞれ使用用途により判断いただくことになります。

6 多機能型簡易居室の設置について、保管庫としてのみ使う場合も対象となるでしょうか。

- 倉庫として設置することは可能ですが、感染者が発生した場合等に、速やかに居室転用が可能な設備になっている必要があります。

7 多機能型簡易居室を感染者の隔離居室として使用する場合には、居室内に電気水道工事や浴室の設置工事を施す必要がありますが、当該費用も対象となりますか。

- 補助対象経費は、施設整備費と同様のものを想定しておりますので、多機能型簡易居室に付随する工事については、補助対象となります。

8 多機能型簡易居室について、現在すでに施設内にある部屋や敷地内の倉庫を改装して、感染発生時対応等に柔軟に活用可能な居室や保管庫等とすることは可能でしょうか。

- 既存施設を改修する事業については、一次補正における社会福祉施設整備費補助金（障害者支援施設等の多床室の個室化）の対象となる事業であり、本事業の対象とはしていません。

9 多機能型簡易居室について、リース費用も対象となりますか。

- リース費用についても補助対象となります。

<障害福祉サービス再開に向けた支援事業>

1 事業の対象となる期間はいつからですか。

- 令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。

2 どのサービス（事業所・施設）が対象となりますか。

- 次のサービス（事業所・施設）が対象となります。

通所系サービス事業所	生活介護，療養介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型，就労定着支援，自立生活援助，児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス
短期入所サービス事業所	短期入所
訪問系サービス事業所	居宅介護，重度訪問介護，行動援護，同行援護，保育所等訪問支援，居宅訪問型児童発達支援
相談支援事業所	計画相談支援，障害児相談支援，地域移行支援，

- サービスごとに基準単価が決まっていますので，要綱を確認してください。

3 慰労金は地域生活支援事業の事業者の一部も対象となるのですが，本事業は対象とならないのでしょうか。

- 慰労金における地域生活支援事業の対象事業所については，慰労金の支給事業のみ対象となります。

4 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業について，「※3『連携を行った』とは，1回以上電話等により連絡を行ったこと」とありますが，記録の有無は要件ではないのでしょうか。

- 連携のための電話等による連絡を記録することまでは求めています。

5 障害福祉サービス再開に向けた支援事業について、「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、過去1か月の間、当該サービスを1回も利用していない利用者とする。」とありますが、通所サービスの場合、1回も通所していないということでしょうか。利用自粛により、自宅にいる利用者に対し、電話等により支援を行うことで利用があったものとみなし報酬を算定している場合は利用しているとなるのでしょうか。

○ 休止とは、報酬算定の有無に関わらず通所していないことを指します。

6 在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業について、どのような費用が対象となりますか。

○ 「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に係る費用が対象となります。

○ 国の実施要綱では具体例として次の費用が示されています。

- ・長机、飛沫防止パネルの購入費
- ・換気設備の購入及び設置に要する経費など

○ ただし、領収書等の証拠書類がないものは対象となりません。

<障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業>

1 慰労金の支給について法人でとりまとめることになっていますが、とりまとめなければならぬのでしょうか。

○ 慰労金の支給を迅速に行うため、御協力願います。

2 法人がとりまとめる場合、全ての対象職員から代理受領（代理申請）の委任状を徴集しなければならぬのでしょうか。

○ 県が様式を示していますので、こちらを利用して、慰労金の支給を希望する対象職員全てから委任状を徴集してください。

○ また、徴集した委任状は法人本部又は施設・事業所で保管してください。

3 法人が代理受領する場合、対象職員にいつ慰労金を支給しなければならぬのでしょうか。

○ 施設・事業所には、原則、申請の翌月末頃に入金されますので、対象職員に給付してください。また、施設・事業所の判断で、県からの交付決定の通知を受領後、入金を待たずに対象職員に給付することも可能です。

○ なお、翌年度の精算のため、申請・給付に関する証拠書類を大切に保管してください。

○ 慰労金は非課税として扱われますので、源泉徴収しないよう御注意ください。

4 慰労金の対象職員について教えてください。

○ 令和2年2月21日から同年2年6月30日までの期間に障害福祉サービス施設・事業所等に通算10日以上勤務し、利用者と接する職員となります。

5 「利用者と接する」はどこまで含まれますか。また、その対応が10日未満であっても事業所での勤務日が10日以上あれば対象となりますか。

○ 利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がある建物から離れた別の建物に勤務し、

物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。最終的な判断は県が行うこととなりますが、一義的には各事業者で判断いただくこととなります。

また、利用者と接触する日が1日でもあれば対象となります。

6 「勤務した日が延べ10日間以上あること」が要件の一つとなっていますが、日をまたぐ夜間勤務は2日間とカウントするということでしょうか。

例) 4月10日17時から4月11日9時までの夜勤

○ 2日間とカウントしてください。

7 対象職員について、支給額の判断も令和2年6月30日までに感染した利用者等と接した職員であるかどうかで判断しますか。令和2年7月1日以降に感染者等に接した場合でも5万円となりますか。

○ 対象者と支給額は、令和2年6月30日時点の状況により整理しますので、令和2年7月1日以降に感染者等に接した場合でも5万円となります。

8 「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いていれば、事務職員や栄養職員、清掃職員（業務委託受託者）も対象となりますか。

○ 対象となります。

利用者と接していることが要件となりますが、委託受託者が担う業務は様々であると考えられるため、その具体的な範囲については事業所において個別にご判断いただくこととなります。

9 慰労金について居宅介護事業所等の事務員等は対象に含まれますか。

○ 居宅介護事業所等において、感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一体となって実現している場合には対象となります。なお、対象期間に訪問サービスを提供していないサービス提供責任者やヘルパーについても同様の取扱いとなります。

10 職員には、正職員のほかアルバイトや非正規職員も含まれるのでしょうか。

○ 含まれます。

11 ボランティアも対象となりますか。

対象となりません。

12 地域生活支援事業は、「自治体からの要請を受けて業務を継続していた事業所」が対象となっていますが、要請せずとも事業の継続が予定されていたため特段要請を出さなかった場合などは、業務を継続していた実態を踏まえ判断してよろしいでしょうか。

よろしいです。

13 地域生活支援事業について、どの事業が対象となりますか。

慰労金の支給対象となる地域生活支援事業は、障害福祉サービスに準じる以下の事業となります。

(市町村事業) 地域活動支援センター，日中一時支援，盲人ホーム，福祉ホーム，移動支援事業，訪問入浴サービス，障害者相談支援事業，基幹相談支援
(県事業) 盲人ホーム，福祉ホーム，盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

14 「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」の「通訳・介助員」は受託事業者からの派遣依頼を受けて、1時間当たり の報酬により派遣されていますが、そのような方も対象となりますか。

対象となります。

15 「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」の対象者としての条件の考え方については、「10日間以上勤務」とありますが、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣の場合は、10回以上の派遣という解釈でよろしいでしょうか。また、派遣時間については問わないということでもよろしいでしょうか。

対象者としての条件について、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣の場合は、10回以上の派遣で、派遣時間については問いません。ただし、1日複数回の派遣については、1回となります。

16 法人から県へ提出する交付申請書について、法人から国保連に提出し、国保連を通じて県へ提出となっていますが、法人内に国保連からの支給ができない地域生活支援事業が含まれている場合も、一旦、国保連での受付ということによろしいでしょうか。

また、地域生活支援事業のみ運営している法人の場合は、国保連への提出ではなく、法人から直接、県への提出ということによろしいでしょうか。

○ 同一法人で障害福祉サービス等と地域生活支援事業を一緒に実施している場合、可能な限り、障害福祉サービス等事業所の名簿に地域生活支援事業の該当する対象者も盛り込んでいただき、国保連に提出してください。

○ なお、地域生活支援事業のみを実施している法人については、県へ申請してください。

17 慰労金の対象事業所について、国や地方公共団体（独立行政法人国立病院機構を含む。）が運営するものも補助対象に含まれているとの理解でよいでしょうか。また、地域生活支援事業においても同様の理解でよいでしょうか。

○ 両方とも補助対象に含まれます。

18 自主休業した施設で勤務していた場合でも、令和2年2月21日から6月30日までの間で、10日間以上施設が営業し勤務していれば、支給対象としてよろしいでしょうか。

○ 可能です。ただし、利用者と接していることが必要です。

19 医療機関・介護サービス事業所等にも勤務する職員は、どの慰労金を優先して支給するといった決まりが設けられるのでしょうか。

○ 各職員がどの事業所を経由して慰労金を受給するのかは、各職員の判断となりますが、1人につき1か所から申請を行うこととなります。

20 離職者の場合、元の勤務先からの就労証明が必要ですか。

○ 元勤務先から就労証明を提出いただく必要があります。

21 業務委託受託者への慰労金の支給はどのような流れで行われますか。

- 施設・事業所が業務受託業者と調整の上、施設・事業所から対象者に直接支払っていただくことになります。

23 「濃厚接触者」の定義について教えてください。

- 濃厚接触者は保健所が判断しますが、保健所等から濃厚接触者の情報が得られない場合について、以下に該当した場合は、対象として差し支えありません。
 - ① 濃厚接触者である利用者に保健所から連絡が入る
 - ② 濃厚接触者である利用者が、保健所から自身が濃厚接触者であることの連絡があったことについて、事業所に報告
 - ③ 事業所がそれを認識した上でサービスを提供※上記について職員の装備や勤務記録、サービス提供記録、その他の書類を踏まえて確からしいと判断がつけば可